

分科会及び部会の活動状況について

○ 生活衛生適正化分科会	P 1
○ 予防接種・ワクチン分科会	P 2
○ 感染症部会	P 3
○ 結核部会	P 4
○ 科学技術部会	P 5
○ 疾病対策部会	P 7
○ 地域保健健康増進栄養部会	P 8
○ がん登録部会	P 9
○ 生活環境水道部会	P10
○ 健康危機管理部会	P11
○ 再生医療等評価部会	P12

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成13年1月6日設置

2. 主な活動状況

平成14年2月に第1回が開催され、以降、現在まで計24回開催されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができるとされており、毎年度、業種を指定し振興指針の改正について審議を行っている。

（平成26年度）

第23回生活衛生適正化分科会（平成26年10月23日開催）

➢ 旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の経営実態について審議

第24回 生活衛生適正化分科会（平成27年1月9日開催）

➢ 旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の振興指針の改正について審議

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。
- 二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成25年4月1日設置

2. 主な活動状況

本分科会は、厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）第5条に基づき、予防接種施策全般について、中長期的な課題設定の下、科学的な知見に基づき、総合的・継続的に評価・検討を行い、厚生労働大臣に提言する機能を有する分科会として、平成25年4月に設置した。

平成26年度は2回開催し、予防接種及びワクチンに関する調査審議を行い、主に「北海道における日本脳炎に係る定期の予防接種を実施することについての検討」及び「B型肝炎ワクチンを仮に国民に対して広く接種機会を提供する場合の対応について」を了承した。

（1）予防接種基本方針部会

本分科会の下に、予防接種及びワクチンに関する重要事項の調査審議等を行うため、平成25年4月設置。

平成26年度は3回開催し、主に定期接種に追加するワクチンの技術的検討及び北海道における日本脳炎ワクチンの定期接種の実施等に関する調査審議を行った。

（2）研究開発及び生産・流通部会

本分科会の下に、ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項の調査審議等を行うため、平成25年4月設置。

平成26年度は3回開催し、主に開発優先度の高いワクチン等の開発状況及び新たなワクチン開発にあたっての方針等に関する調査審議を行った。

（3）副反応検討部会

本分科会の下に、予防接種による副反応に関する重要事項の調査審議等を行うため、平成25年4月設置。

平成26年度は4回開催し、予防接種後の副反応報告に関する調査審議を行ったが、平成25年6月以降、積極的な接種勧奨を差し控えている子宮頸がん予防ワクチンの取り扱いについては、継続審議となつた。

厚生科学審議会感染症部会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

平成25年4月1日設置

2. 主な活動状況

平成25年4月1日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会の直下の部会となった。

平成26年度は4回開催し、主に、新たな感染症の二類感染症への追加や感染症に関する情報の収集体制の強化等のための感染症法の見直し、蚊媒介性感染症に関する特定感染症予防指針の策定の審議等を行った。

厚生科学審議会結核部会

1. 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。

平成25年4月1日設置

2. 主な活動状況

平成25年4月1日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会の直下の部会となつた。

平成26年度はこれまでに2回開催しており、直接服薬確認療法（DOTS（ドッツ））を強化するための感染症法の改正や、新たに承認された抗結核薬を追加するための「結核医療の基準」の改正等について調査審議を行つた。

厚生科学審議会科学技術部会

1. 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

平成26年6月以降これまでに4回（設置以降、計88回）開催し、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法等など、科学技術政策の重要な事項に関する審議を行っている。

このほか、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を総括的に実施し、毎年度の同研究費の概算要求等に反映させるほか、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成14年8月）」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について確認を行っている。

また、平成23年4月以降、各種指針（疫学研究に関する倫理指針、臨床研究に関する倫理指針、遺伝子治療臨床研究に関する指針）の見直し作業を行っており、「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」については、見直し後「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」として統合し、平成26年12月に告示した。

（1）遺伝子治療臨床研究審査委員会

平成26年6月以降これまでに1回開催し、自治医科大学からの2件の遺伝子治療臨床研究の申請について指針の適合性及び使用されるウイルスベクター等の遺伝子組換え生物に関して「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行った。

（2）ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会

平成26年4月以降までに4回（設置以降、計36回）開催し、山口大学、東海大学などから計8件のヒト幹細胞臨床研究実施計画の申請があり、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成25年厚生労働省告示第317号）」に基づき、安全性及び有効性の確認を行い、7件について実施計画を了承した。

（3）疫学研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会、臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る専門委員会

「疫学研究に関する倫理指針」（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）の見直しを行うため、各指針に係る専門委員会が平成24年12月に新たに設置された。

今回の見直しでは、両指針の一本化も含めて内容の整合性を図るために、両指針の見直しに係る専門委員会を合同で計13回開催（疫学研究に関する倫理指針は文部科学省と共管のため、第2回以降の専門委員会は、文部科学省の設置した委員会も含め、

3委員会を合同で開催)し、見直しを行った結果、両指針を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」として統合し、平成26年12月に告示した。

(4) 遺伝子治療臨床研究に関する指針の見直しに関する専門委員会

「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)について、近年の遺伝子治療臨床研究を巡る状況の変化を踏まえて見直しを行うため、平成25年6月に設置され、これまでに8回開催した。

(5) 厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会

厚生労働行政の施策の推進に資する研究について、研究の現状、行政施策上の重要性、今後のるべき方向性等について検討するため、平成26年10月に設置され、これまでに1回開催された。

厚生科学審議会疾病対策部会

1. 所掌事務

特定の疾患（難病等）の疾病対策及び移植医療対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

平成26年6月以降これまでに1回（設置以降、計6回）開催し、昨年10月8日の会議においては、指定難病検討委員会が取りまとめた「指定難病に係る検討結果について」を了承した。

（1）難病対策委員会

これまでに計35回開催し、平成25年12月13日の会議においては、「難病対策の改革に向けた取組について」を取りまとめた。

（2）指定難病検討委員会

平成26年6月以降これまでに計5回開催し、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病（第1次実施分）の検討を行い、昨年10月8日に「指定難病に係る検討結果について」を取りまとめ、疾病対策部会への報告を行った。（平成27年1月1日より医療費助成を実施）

また、本年夏からの医療費助成の実施を目指し、指定難病（第2次実施分）の検討を1月23日より再開した。

（3）臓器移植委員会

平成26年6月以降これまでに1回（設置以降、計42回）開催し、臓器提供施設の負担軽減等について議論を行った。

（4）造血幹細胞移植委員会

平成26年6月以降これまでに1回（設置以降、計45回）開催し、平成24年8月6日に成立した「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の全面施行（平成26年1月1日）後の課題等について議論を行った。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1. 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

平成26年6月以降これまでに1回（設置以降、計38回）開催し、平成26年6月に開催した第38回では、「健康日本21（第二次）推進専門委員会（仮称）」の設置について審議を行うとともに、最近の関連分野の動向について報告を行った。

（1）たばこの健康影響評価専門委員会

平成25年4月に新たに設置され、これまでに5回開催し、たばこ及びたばこ成分の健康影響評価や、かぎたばこ（スヌース）、電子たばこの健康影響等について検討を行っている。

（2）健康日本21（第二次）推進専門委員会

平成26年6月に新たに設置され、これまでに2回開催し、健康日本21（第二次）における各目標項目の進捗状況や、特に健康寿命の延伸と健康格差の縮小等について検討を行っている。

厚生科学審議会がん登録部会

1. 所掌事務

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）。以下、「法」という。」に基づく政省令、指針や、がん登録等の推進のために必要な事項について調査審議するため、平成26年6月4日設置。

2. 主な活動状況

平成26年6月以降、これまでに4回開催し、法に基づく政省令、全国がん登録届出マニュアル、院内がん登録の項目等について審議を行った。

厚生科学審議会生活環境水道部会

1. 所掌事務

建築物衛生その他生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日設置。

2. 主な活動状況

毎年度1～2回程度開催しており、今年度は、平成27年2月5日に第16回部会を開催し、浄水処理対応困難物質の設定及び水質基準等の見直し等について審議を行う予定。

(平成26年度)

第16回生活環境水道部会（平成27年2月5日（予定））

- (1) 浄水処理対応困難物質について
- (2) 水質基準等の見直しについて
- (3) 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について
- (4) 水道行政の最近の動向について
- (5) その他

厚生科学審議会健康危機管理部会

1. 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する事（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日設置。

2. 主な活動状況

テロを含む国民の生命、安全を脅かす事態である健康危機の発生時に、緊急の対応について専門的な助言を得るために部会であり、具体的な健康危機の発生が無い場合においても、定期的に年に1回程度、定例部会を開催している。

平成26年6月以降これまでに1回（設置以降、計7回）開催し、平成26年7月10日に開催された第7回において、「化学テロリズム対策についての提言」が取りまとめられた。

（平成26年度）

第7回 健康危機管理部会（平成26年7月10日）

- (1) 化学テロリズムについて
- (2) その他

厚生科学審議会再生医療等評価部会

1. 所掌事務

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「再生医療等安全性確保法」という。）に規定する再生医療等技術の範囲、再生医療等技術のリスク分類及び再生医療等提供基準について、最新の知見を取り入れつつ、検討を行うとともに、第一種再生医療等の再生医療等提供基準への適合性の確認や再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の情報の評価分析を行うことを所掌事務として、平成26年6月4日設置。

2. 主な活動状況

今後、医療機関からの第一種再生医療等提供計画の提出状況等を踏まえて開催する予定。なお、平成26年11月に再生医療等安全性確保法が施行されて以降これまでに医療機関から第一種再生医療等提供計画の提出はなされていない。